

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	
計画主体	添田町

添田町鳥獣被害防止計画

《連絡先》

担当部署名	添田町役場 農林業振興課 有害鳥獣係
所在地	福岡県田川郡添田町大字添田2151番地
電話番号	0947-82-1231
FAX番号	0947-82-2869
メールアドレス	chisan@town.soeda.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ノウサギ、サギ類、ニホンザル
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
対 象 地 域	福岡県田川郡添田町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		被害金額	被害面積
イ ノ シ シ	水稻	2,181 千円	3.01ha
	豆類	133 千円	0.70ha
	イモ類	1,362 千円	1.90ha
	野菜	1,469 千円	1.05ha
シ カ	麦類	490 千円	1.50ha
	豆類	333 千円	1.50ha
	野菜	593 千円	0.50ha
	スギ	1,230 千円	1.60ha
	ヒノキ	0 千円	0ha
	ヤマザクラ	0 千円	0ha
アライグマ	野菜	499 千円	0.30ha
ノウサギ	野菜	54 千円	0.04ha
アナグマ	野菜	351 千円	0.25ha
カラス	豆類	25 千円	0.13ha
サギ類	—	0 千円	0.00ha
ニホンザル	—	0 千円	0.00ha
合 計		8,720 千円	12.48ha

(2) 被害の傾向

<p>(イノシシ)</p> <p>・津野地区、落合地区、中元寺地区を中心に、市街地以外の町内全域で出没している。水稻被害と通年の野菜被害が多く発生し、被害額の減少には至っていない。また、畦畔や畑など広範囲にわたる地面の掘り返しや家庭菜園での被害も発生している。被害地域の範囲は、やや拡大傾向にある。</p> <p>(シカ)</p> <p>・津野地区、中元寺地区、落合地区、柁田一ノ宮地区を中心に、町内全域で出没し、年間を通して、スギなど植林樹の被害が大きく、農産物では主に白菜等の野菜や麦、大豆などに被害が発生している。被害額は、農林産物ともに減少傾向にあるが、シカの行動範囲が広がり生活被害も発生している。被害地域の範囲はやや拡大傾向にある。</p>
--

(アライグマ)

・市街地を含め、町内全域で出没し、春から秋にかけて、畑を中心とした野菜、果樹の食害が多く、特に近年とうもろこし被害が甚大である。また、人家の屋根裏への侵入等、生活被害が急速に広がり、被害地域の範囲はやや拡大傾向にある。

(ノウサギ)

・中元寺地区、津野地区で野菜の食害が発生している。また、市街地以外の町内全域で生息が確認されているが、農地被害の地域の範囲は限定的で大きくはない。

(アナグマ)

・町内全域で出没し、野菜を中心に食害が発生しており、被害額はほぼ横ばいである。春から秋にかけて、畑や人家の掘り返し被害が確認されている。被害地域の範囲としては大きな変化は見受けられず、例年同様の範囲で被害が発生しているものとする。

(カラス)

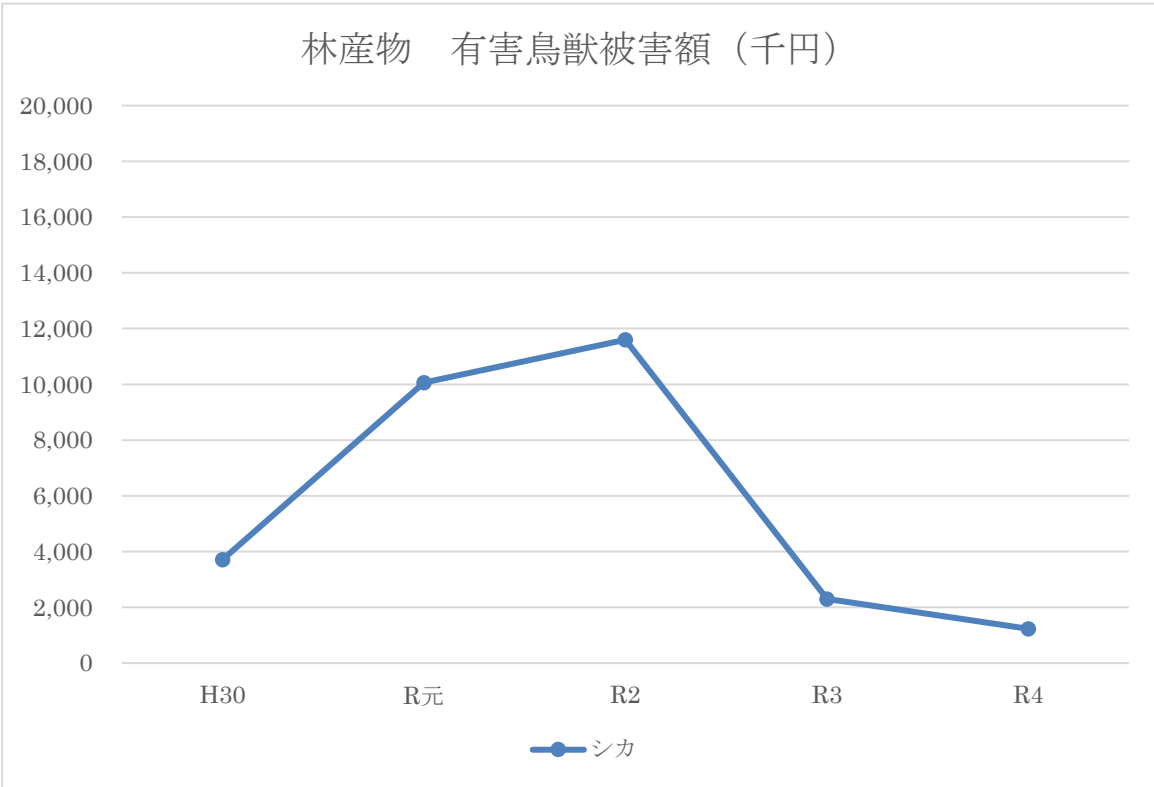
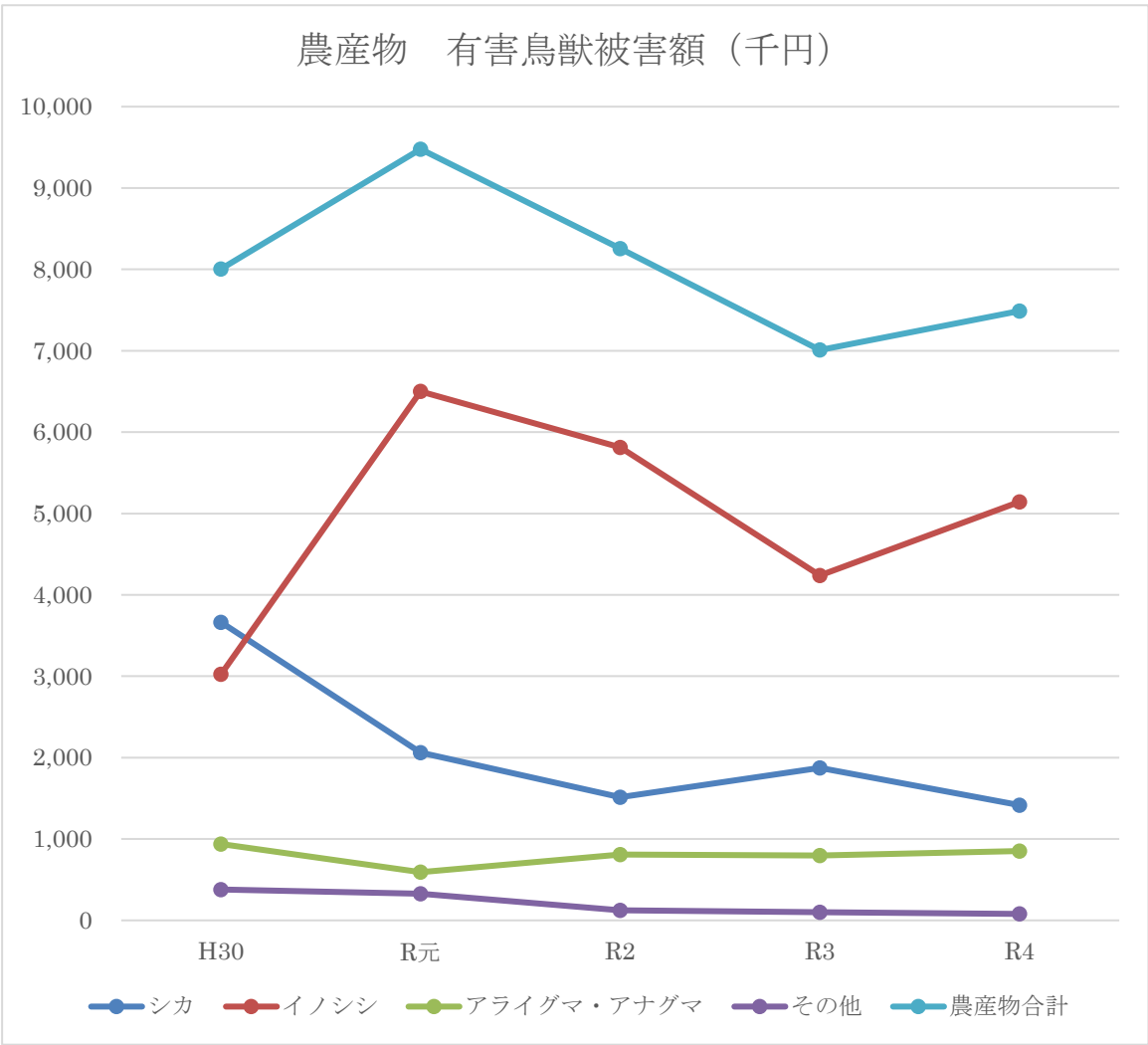
・主に中元寺金の原地区で、夏場にインゲン等の豆類の食害が発生している。また、通年、生ごみをあさるなどの生活被害も発生している。被害地域の範囲としては大きな変化は見受けられず、例年同様の範囲で被害が発生しているものとする。

(サギ類)

・被害金額把握には至っていないが、添田地区、津野地区で、田植え後の水稻の踏み倒し被害が報告されている。被害地域の範囲は限定的で大きくはない。

(ニホンザル)

・津野下井地区で目撃情報が度々あり、その情報から町内に3～5頭が、それぞれ単独で生息していると推測する。被害金額の把握には至っていないが、畑や家庭菜園の食害が報告されており、高齢者、児童への人的被害も懸念される。被害地域の範囲は限定的で大きくはない。



(3)被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	被害金額	5,145千円	3,500千円
	被害面積	6.66ha	4.50ha
シカ	被害金額	2,646千円	1,850千円
	被害面積	5.10ha	3.50ha
アライグマ	被害金額	499千円	300千円
	被害面積	0.30ha	0.15ha
カラス	被害金額	25千円	0千円
	被害面積	0.13ha	0.00ha
ノウサギ	被害金額	54千円	30千円
	被害面積	0.04ha	0.01ha
アナグマ	被害金額	351千円	200千円
	被害面積	0.25ha	0.15ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制の整備に関しては、捕獲従事者へ報償金を交付して捕獲を実施している。状況に応じて町職員や捕獲許可を受けた民間事業者も捕獲している。また、添田猟友会へ狩猟者登録費用などに係る経費の助成を行っている。 ・捕獲機材の導入に関しては、わな等の捕獲機材や無線装置等のICT機器を整備し、貸し出しを行う等、捕獲強化に努めている。 ・捕獲鳥獣の処理方法に関しては、食肉処理加工施設への搬入を推進しており、その他自家消費又は適切な地中埋設を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や狩猟離れにより、捕獲従事者の人材不足が顕在しつつあり、新たな捕獲従事者の養成が必要である。 ・捕獲個体の搬出や処分が、捕獲従事者の大きな負担となっているため、食肉処理加工施設への受入体制の強化が必要である。 ・捕獲従事者の本業との兼ね合いもあり、休日のみの対応となることが多く、時宜にかなう適正な捕獲は望めない。 ・捕獲鳥獣を食肉処理加工施設への搬入を推進するため、人員の配置や処理能力の向上を図るなど受入体制を強化する必要がある。食肉販売を推進するためにも、個体の確保・供給は必要不可欠である。

<p>防護柵の設置等に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業を活用して鳥獣侵入防止柵を購入し、地域住民が一体となって柵の設置・維持管理を行っている。 ・捕獲防除研修会等を行い技術の向上を行っている。 ・簡易防除のため、使用済みのり網の斡旋をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部への鳥獣侵入防止柵の設置が進んでいる一方で、街部からの目撃情報が増加傾向にある。個体の捕獲強化と併せて侵入防止柵の設置を推進し、捕獲と防除の両面から対策を行う必要がある。 ・侵入防止柵の管理が行き届いておらず、鳥獣の侵入を許しているケースが見受けられる。 ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去等、被害地周辺の環境整備も行う必要があり、そのための研修も必要である。
------------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者登録費の助成や猟友会入会等に係る費用の助成を行い、捕獲従事者の維持や特に若手捕獲従事者の育成に努める。 ・捕獲要請があった際、速やかに出動できるよう、捕獲体制の強化に努めると同時に、食肉処理加工施設への搬入頭数の増加を図るため、受入体制の強化を進める。また、各被害地域に農業者や農業団体等によるわな捕獲補助員を育成し、地域における被害対策体制の確立にも努める。 ・捕獲強化のため、ICT活用などの捕獲技術を継続的に調査・研究・実証等を行い、効果的な捕獲機材を導入していく。捕獲機材は、捕獲従事者が活動するに十分な量の機材の導入に努める。 ・近隣市町村と連携した広域捕獲を継続する。 ・アライグマについては、徹底した捕獲を行う。 ・ニホンザルについては、当面、追い払い等を中心に行う。 ・必要な侵入防止柵については引き続き購入する。 ・地域ぐるみで効果的な防除が実施できるよう、研修や指導助言を行い、積極的な防除活動を行う地域組織(団体)を支援する。 ・被害状況や捕獲状況を視覚的かつ容易に管理できるよう、GISなどのツールの活用を検討する。 ・食肉処理加工施設については、捕獲個体の有効活用を図るため、食肉販売及び販路の拡大を推進するとともに、食肉のみならず、皮革等の活用も検討し、本町の特産品としてのブランド化を図る。また、残渣処理施設等、今後運営の中で必要となった設備等は導入を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制は、猟友会会員で積極的な捕獲が期待できる者を町の捕獲従事者として登録、地域ごと銃班とわな班を構成して捕獲を行う。 ・状況に応じ、町職員や捕獲許可を受けた民間業者も捕獲を行う。 ・早急な対応が必要な場合は、民間事業者に捕獲業務を委託し対応する。 ・農家等捕獲補助員の育成を検討する。 ・鳥獣被害対策実施隊については、現在、町職員のみで構成しているが、必要に応じ、民間の隊員も検討する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
R6年度～R8年度	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、カラス、ノウサギ、サギ類、ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償費、捕獲業務委託費の支給 ・狩猟者登録費用、猟友会会費等の助成 ・被害当事者への免許取得の指導・推進 ・箱わな・ICT機器等の捕獲機材の整備 ・捕獲技術研修会の実施 ・GIS等による被害状況、捕獲状況等の管理、モニタリング調査 ・近隣市町村と連携した広域捕獲 ・食肉処理加工施設への捕獲個体の受入態勢強化 ・食肉処理加工施設の設備導入の検討、皮革等の利用研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定外来生物(アライグマ)の防除実施計画を遵守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲数を設定した。</p>

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	R6年度	R7年度	R8年度
イ ノ シ シ	600	600	600
シ カ	550	550	550
ア ラ イ グ マ	250	250	250
ア ナ グ マ	250	250	250
カ ラ ス	20	20	20
ノ ウ サ ギ	20	20	20
サ ギ 類	20	20	20

※ニホンザルは当面捕獲を行わず、追い払い等で対応する。

捕獲等の取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲は、有害鳥獣捕獲期間を通して、町内全域を対象に農作物等の被害状況に応じて適宜実施する。 ・山間部では銃及びワナによる捕獲を行い、市街地ではワナによる捕獲を中心に行う。 ・サギ類については、追い払いを中心に行い、甚大な農産物被害の恐れがある場合等、やむを得ない場合は、銃とわなによる捕獲を行う。 ・ニホンザルについては、追い払い等を行うが、人身被害の恐れがあるときは警察その他に協力を要請し、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R6年度	R7年度	R8年度
イノシシ シカ	防護ネット(使用済みノリの幹旋) ワイヤーメッシュ柵の設置 900m	防護ネット(使用済みノリの幹旋) ワイヤーメッシュ柵の設置 10,000m	防護ネット(使用済みノリの幹旋) ワイヤーメッシュ柵の設置 10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

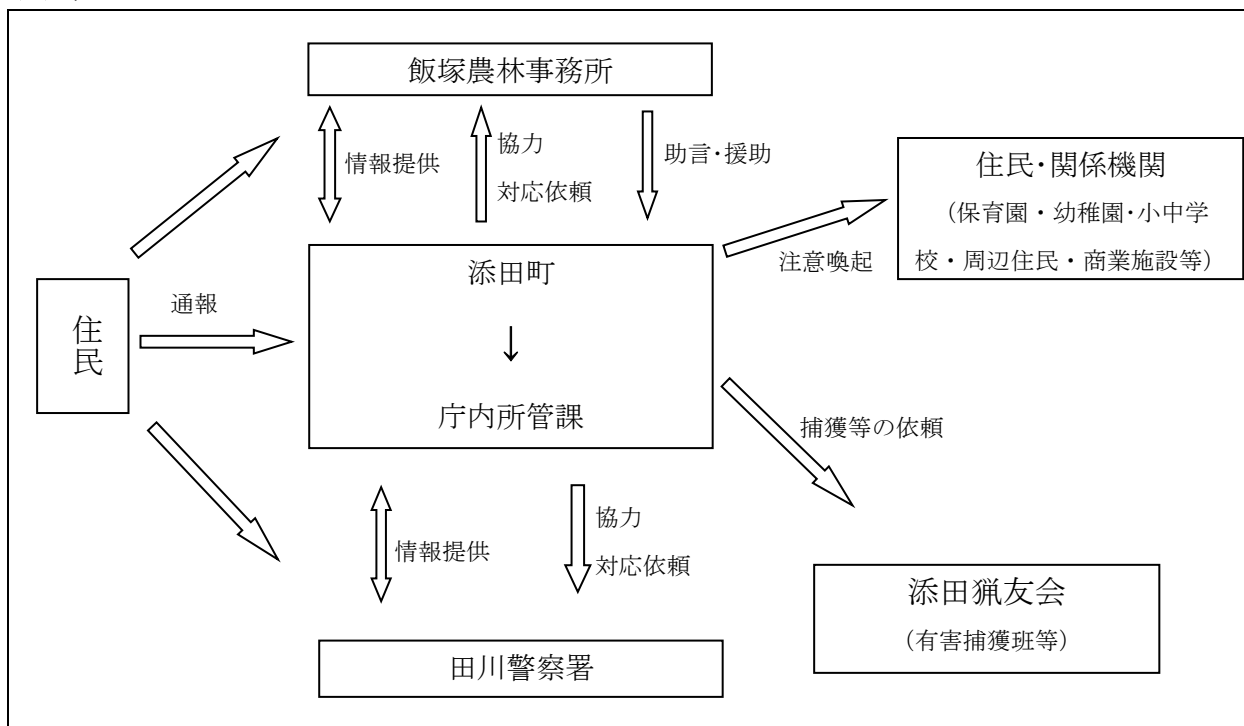
年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度～ R8年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ カラス ノウサギ サギ類 ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の購入 ・放置野菜、果樹の処理における指導・研修 ・侵入防止柵の維持管理における指導・研修 ・使用済みノリの幹旋及び網等の設置指導 ・緩衝帯の整備指導・研修 ・追払い技術の指導・研修 ・効果的な防除の研究・指導・研修 ・防除に取り組む地域組織(団体)への支援

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
添田町役場 農林業振興課	住民の安全確保、情報の収集、関係機関への連絡・調整 対象鳥獣の捕獲
田川警察署 生活安全課	住民の安全確保、緊急時の措置判断、捕獲対応
添田猟友会	わなや銃器による捕獲
飯塚農林事務所 農山村振興課	町担当課への指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲鳥獣は、食肉として利活用するため、可能な限り食肉処理加工施設へ搬入するものとし、その他捕獲者の自家消費及び埋設処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

・捕獲した個体を食肉処理加工施設で食品として有効活用し、販売促進及び販路の拡大を図る。また、ペットフードや皮革利用等についても研究していく。
 ・町の特産品としてブランド化を図り、ジビエ肉の普及を推進する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	添田町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター	農作物被害に関する防除対策等の助言
JAたがわ	農作物被害の状況及び区域の調査・防除指導
添田猟友会	鳥獣の捕獲実施・計画に関する全般 捕獲技術指導
添田町役場 農林業振興課	事務局 被害防止計画及び実施に関する助言 捕獲許可書の発行及び特定鳥獣捕獲許可等
添田町森林組合	林業被害の調査、林家への被害防止対策の指導
添田町食肉処理加工施設	有害捕獲獣の食肉としての利活用及び販売の促進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言
各被害地域行政区等	鳥獣被害状況の把握。地域の捕獲対策班員と連携し、地域の被害防除・被害鳥獣の捕獲補助
田川地域サル被害対策協議会	サル被害等に関する広域的被害防止対策の検討・研究
添田町食肉処理加工施設	有害捕獲獣の食肉としての利活用及び販売の促進

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・実施隊は、町職員が中心となり、被害軽減や捕獲活動の強化に取り組んでいる。
- ・実施隊設置人数（令和5年12月末現在）町職員 2名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・筑豊地域有害鳥獣捕獲等被害防止対策協議会及び田川地域サル被害対策協議会と連携し、効率的な広域捕獲のあり方を検討する。
- ・各関係機関との連携を図り、補助事業等を最大限に活用し、被害の減少を目指す。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・捕獲従事者と連携して被害発生地域住民にわな免許の取得推進及び捕獲に係る指導を実施し地域における被害防止体制を推進する。
- ・効果的な防除を行なうために防護柵の設置及び捕獲等の研修会を開催する。
- ・近隣市町村と連携し、効率的な捕獲方法を模索する。